インフルエンザの出席停止について

インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いになります。出席停止の期間は**「発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで」**です。これにより、「発症した後５日を経過」と「解熱した後２日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低発症した後５日は出席停止となります。

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（３８℃以上の発熱など）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の確認・相談をして下さい。また、インフルエンザの診断を受けた場合は、**薬の説明書の写しなどインフルエンザにかかったということが証明される書類**を提出して下さい。

処方された薬によっては解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染・流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従って下さい。よろしくお願いいたします。

インフルエンザ出席停止早見表

		発症日	発症後							
		０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
例１	発症後１日目に解熱した（最低基準）	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	発症後４日目	発症後５日目			
		出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可		
例２	発症後２日目に解熱した	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	発症後５日目			
		出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可		
例３	発症後３日目に解熱した	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目			
		出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可		
例４	発症後４日目に解熱した	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目		
		出停	出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可	
例５	発症後５日目に解熱した	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	
		出停	出停	出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可